

平成十七年厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第六号

工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第十九条第一項及び第三項、第二十条第一項及び第二項、第二十五条第一項、第二十七条第一項並びに第三十一条第二項及び第三項、第三十三条第二項、第三十四条、第三十五条第二項第三号及び第四号並びに第三十九条(これらの規定を同法第四十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、並びに同法を実施するため、日本工業規格への適合性の認証に関する省令を次のように定める。

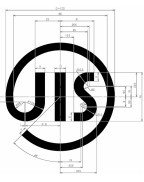
工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第十九条第一項及び第三項、第二十条第一項及び第二項、第二十五条第一項、第二十七条第一項並びに第三十一条第二項及び第三項、第三十三条第二項、第三十四条、第三十五条第二項第三号及び第四号並びに第三十九条(これらの規定を同法第四十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、並びに同法を実施するため、日本工業規格への適合性の認証に関する省令を次のように定める。

- 第一章 表示等(第一条―第三条)
- 第二章 登録等(第四条―第八条)
- 第三章 認証の業務(第九条―第三十条)
- 第四章 登録の取消(第三十一条―第三十三条)
- 第五章 雑則(第三十四条―第三十六条)

附則
第一章 表示等(表示)

第一条 産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号。以下「法」という。)第三十条第一項の主務省令で定める方式は、次のとおりとする。

一 表示する事項は、次の様式の表示、適合する日本産業規格の番号、適合する日本産業規格の種類又は等級(当該日本産業規格の種類又は等級に係る表示事項が規定されている場合に限る。以下この条において同じ。)及び認証を行った登録認証機関の氏名又は名称とする。ただし、鉱工業品(法第二条第一項第一号の鉱工業品をいう。以下同じ。)の形状又は鉱工業品若しくはその包装、容器若しくは送り状に表示される他の事項から適合することができる日本産業規格の番号を特定することができる場合には、当該番号を省略することができる。

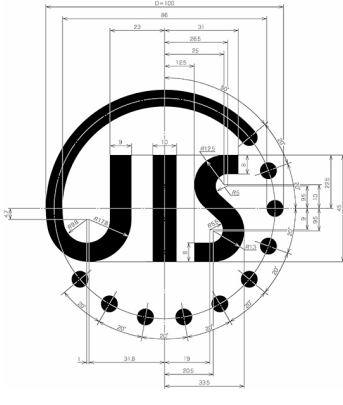


ホ 製造設備又は加工設備及び検査設備について、点検、検査、校正、保守等が社内規格に基づいて適切に行われており、これら

二 表示の方法は、容易に消えない方法による印刷、押印、刻印、荷札の取付けその他の適切な方法とする。

2 前項の規定にかかわらず、鉱工業品の種類、形状、寸法、構造、品質、等級、性能、耐久度又は安全度(以下この項において「種類等」という。)のみについて定めた日本産業規格であつて主務大臣が告示で定めるものに係る認証である場合には、次のとおりとする。

一 表示する事項は、次の様式の表示、適合する日本産業規格の番号、適合する日本産業規格の種類又は等級、主務大臣が告示で定める鉱工業品の種類等に関する事項及び認証を行った登録認証機関の氏名又は名称とする。ただし、鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に表示される他の事項から適合する日本産業規格の番号を特定することができる場合には、当該番号を省略することができる。



二 前項第二号の規定は、前号に掲げる事項の表示の方法に準用する。

3 一 表示する事項は、次の様式の表示、適合する日本産業規格の番号、適合する日本産業規格の種類又は等級及び認証を行った登録認証機関の氏名又は名称とする。ただし、鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に表示される他の事項から適合する日本産業規格の番号を特定することができる場合には、当該番号を省略することができる。

二 第一項第二号の規定は、前号に掲げる事項の表示の方法に準用する。

4 前三項の規定により表示すべき登録認証機関の氏名又は名称については、当該登録認証機関が略称の使用について主務大臣(法第七十二条第三項の規定により経済産業大臣が主務大臣となる場合であつて、その認証を行う事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある認証機関にあつては、当該事務所の所在地を管轄する経済産業局長。以下この条、第五十条から第八条まで、第十七条、第二十一条、第二十九条及び第三十三条において同じ。)の承認を受け、又は登録商標(商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)第二条第五項の登録商標(文字及び記号に限る。))をいう。以下同じ。)を主務大臣に届け出た場合限り、その略称又は登録商標を用いることができる。

5 前項の規定により承認を受け、又は届出しようとする登録認証機関は、様式第一による申請書又は様式第二による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

(品質管理体制の審査の基準)
第二条 法第三十条第三項及び第三十一条第二項(これらの規定を法第三十七条第七項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 登録認証機関の認証に係る日本産業規格に規定する製造設備又は加工設備(主務大臣が告示で定める鉱工業品又はその加工技術にあつては、主務大臣が告示で定める製造設備又は加工設備を含む。)を用いて製造又は加工が行われていること。
二 登録認証機関の認証に係る日本産業規格に規定する検査設備(主務大臣が告示で定める鉱工業品又はその加工技術にあつては、主務大臣が告示で定める検査設備を含む。)を用いて検査が行われていること。
三 登録認証機関の認証に係る日本産業規格に規定する検査方法(主務大臣が告示で定める鉱工業品又はその加工技術にあつては、主務大臣が告示で定める検査方法を含む。)による検査が行われていること。

四 次に掲げる方法により品質管理が行われていること。
イ 社内規格の整備

(主務大臣が告示で定める鉱工業品又はその加工技術にあつては、主務大臣が告示で定める事項を含む。)に従つて具体的かつ体系的に整備されていること。
(i) 登録認証機関の認証に係る鉱工業品の品質、検査及び保管に関する事項
(ii) 原材料の品質、検査及び保管に関する事項
(iii) 工程ごとの管理項目及びその管理方法、品質特性及びその検査方法並びに作業方法に関する事項
(iv) 製造設備又は加工設備及び検査設備の管理に関する事項
(v) 外注管理(製造若しくは加工、検査又は設備の管理の一部を外部の者に行わせている場合における当該発注に係る管理をいう。以下この条において同じ。)に関する事項
(vi) 苦情処理に関する事項

(1) 社内規格が適切に見直されており、かつ、就業者に十分周知されていること。
ロ 登録認証機関の認証に係る鉱工業品について日本産業規格に適合することの検査及び保管が社内規格に基づいて適切に行われていること。
ハ 原材料について検査及び保管が社内規格に基づいて適切に行われていること。
ニ 工程の管理
(1) 製造又は加工及び検査が工程ごとに社内規格に基づいて適切に行われているとともに、作業記録、検査記録、管理図を用いる等必要な方法によりこれらの工程が適切に管理されていること。
(2) 工程において発生した不良品又は不合格ロットの処置、工程に生じた異常に対する処置及び予防措置が適切に行われていること。
(3) 作業の条件及び環境が適切に維持されていること。

ホ 製造設備又は加工設備及び検査設備について、点検、検査、校正、保守等が社内規格に基づいて適切に行われており、これら

ホ 製造設備又は加工設備及び検査設備について、点検、検査、校正、保守等が社内規格に基づいて適切に行われており、これら

の設備の精度及び性能が適正に維持されて
いること。
へ 外注管理が社内規格に基づいて適切に行
われていること。

ト 苦情処理が社内規格に基づいて適切に行
われているとともに、苦情の要因となった
事項の改善が図られていること。

チ 登録証機関の認証に係る鉱工業品の管
理、原材料の管理、工程の管理、設備の管
理、外注管理、苦情処理等に関する記録が
必要な期間保存されており、かつ、品質管
理の推進に有効に活用されていること。

五 前各号に掲げる事項のほか、次に掲げる品
質保持に必要な技術的生産条件を満たしてい
ること。

イ 次に定めるところにより、社内標準化及
び品質管理の組織的な運営が行われている
こと。

(1) 社内標準化及び品質管理の推進が鉱工
業品の製造業者、輸入業者、販売業者、
加工業者又は外国においてその事業を行
う製造業者、輸出業者若しくは加工業者
(以下「製造業者等」という。)の経営指
針として確立されており、社内標準化及
び品質管理が計画的に実施されているこ
と。

(2) 製造業者等における社内標準化及び品
質管理を適正に行うため、各組織の責任
及び権限が明確に定められているとともに
、口の品質管理責任者を中心として各
組織間の有機的な連携がとられており、
かつ、社内標準化及び品質管理を推進す
る上で問題点が把握され、その解決の
ために適切な措置がとられていること。

(3) 製造業者等における社内標準化及び品
質管理を推進するために必要な教育訓練
が就業員に対して計画的に行われてお
り、また、工程の一部を外部の者に行わ
せている場合においては、その者に対し
社内標準化及び品質管理の推進に係る技
術的指導を適切に行っていること。

ロ 次に定めるところにより、品質管理責任
者が配置されていること。

(1) 製造業者等は、登録証機関の認証に
係る鉱工業品の製造部門又は加工部門と

は独立した権限を有する品質管理責任者
を選任し、次に掲げる職務を行わせてい
ること。

(i) 社内標準化及び品質管理に関する計
画の立案及び推進
(ii) 社内規格の制定、改廃及び管理につ
いての統括

(iii) 登録証機関の認証に係る鉱工業品
の品質水準の評価
(iv) 各工程における社内標準化及び品質
管理の実施に関する指導及び助言並び
に部門間の調整

(v) 工程に生じた異常、苦情等に関する
処置及びその対策に関する指導及び
助言

(vi) 就業員に対する社内標準化及び品質
管理に関する教育訓練の推進
(vii) 外注管理に関する指導及び助言

(viii) 登録証機関の認証に係る鉱工業品
の日本産業規格への適合性の承認
(ix) 登録証機関の認証に係る鉱工業品
の出荷の承認

(2) 品質管理責任者は、登録証機関の認
証に係る鉱工業品の製造又は加工に必要
な技術に関する知識を有し、かつ、これ
に関する実務の経験を有する者であつ
て、学校教育法(昭和二十二年法律第二
十六号)に基づく大学、短期大学若しく
は工業に関する高等専門学校、旧大学令
(大正七年勅令第三百八十八号)に基づ
く大学、旧専門学校令(明治三十六年勅
令第六十一号)に基づく専門学校若しく
は外国におけるこれらの学校に相当する
学校の理学、医学、薬学、工学、農学又
はこれらに相当する課程において品質管
理に関する科目を修めて卒業し(当該科
目を修めて同法に基づく専門職大学の前
期課程を修了した場合を含む)、又はこ
れに準ずる標準化及び品質管理に関する
科目の講習会の課程を修了することによ
り標準化及び品質管理に関する知見を有
すると認められるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、登録証機関は、
品質管理体制(製造品質管理体制及び加工品質

管理体制をいう。以下同じ。)の審査を、次に
定める基準により行うことができる。

一 品質管理体制が、日本産業規格Q9001
又は国際標準化機構が定めた規格ISO(以
下単に「ISO」という。)9001(主務
大臣が告示で定める鉱工業品又はその加工技
術の認証に係る審査である場合)にあっては、
主務大臣が告示で定める品質管理の規格)の
規定に適合していること。

二 登録証機関の認証に係る日本産業規格に
規定する製造設備又は加工設備(主務大臣が
告示で定める鉱工業品又はその加工技術にあ
つては、主務大臣が告示で定める製造設備又
は加工設備を含む。)を用いて製造又は加工
が行われていること。

三 登録証機関の認証に係る日本産業規格に
規定する検査設備(主務大臣が告示で定める
鉱工業品又はその加工技術にあっては、主務
大臣が告示で定める検査設備を含む。)を用
いて検査が行われていること。

四 登録証機関の認証に係る日本産業規格に
規定する検査方法(主務大臣が告示で定める
鉱工業品又はその加工技術にあっては、主務
大臣が告示で定める検査方法を含む。)によ
り検査が行われていること。

五 登録証機関の認証に係る日本産業規格
(主務大臣が告示で定める鉱工業品又はその
加工技術にあっては、主務大臣が告示で定め
る事項を含む。)に従って社内規格が具体的
かつ体系的に整備されており、かつ、登録証
機関の認証に係る鉱工業品について日本産
業規格に適合することの検査及び保管が、社
内規格に基づいて適切に行われていること。

六 品質管理責任者の配置が、前項第五号ロの
基準に適合していること。

第三章 (立入検査の証票)
第三条 法第三十五条第五項において準用する法
第二十九条第二項に規定する証票は、様式第三
とする。

2 法第七十四条第一項の規定により法第三十五
条第一項又は第二項の規定による立入検査の際
に独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下
「機構」という。)の職員が携帯すべき法第七十
四条第五項に規定する証票は、様式第四とす
る。

第二章 登録等
(登録の区分)
第四条 法第三十九条第一項の主務省令で定める
鉱工業品又はその加工技術の区分(以下単に

「鉱工業品又はその加工技術の区分」という。
は、別表のとおりとする。

(登録の申請)
第五条 法第三十条第一項及び第二項、第三十
一条第一項並びに第三十七条第一項から第三項ま
での登録(第五号、次条及び第七條において単
に「登録」という。)の申請をしようとする者
は、様式第五による申請書に次の書類を添え
て、主務大臣に提出しなければならない。た
だし、当該書類の内容が既に法第三十二条第一項
から第三項まで、第三十三条第一項又は第三十
七条第四項から第六項までの規定による主務大
臣の登録を受け、提出している電磁的記録に係
る日本産業規格への適合性の認証に関する省令
(令和元年厚生労働省・農林水産省・経済産業
省・国土交通省令第六号。以下「電磁的記録認
証省令」という。)第五条各号の書類又は役務
に係る日本産業規格への適合性の認証に関する
命令(令和元年内閣府・総務省・文部科学省・
厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交
通省・環境省令第二号。以下「役務認証省令」
という。)第五条各号の書類の内容と同一である
ときは、その旨を申請書に記載して、当該書
類の添付を省略することができる。

一 登記事項証明書又はこれに準ずるもの
二 次事項を記載した書類
イ 認証の業務を行う組織に関する事項
ロ 認証の業務から生じる損害の賠償その他
の債務に対する備え及び財務内容の健全性
に関する事項

ハ 職員、認証機関が委嘱する外部の委員そ
の他の認証の業務に従事する者の氏名、略
歴及び担当する業務の範囲
ニ イからハまでに掲げるもののほか認証の
業務の実施の方法に関する事項

ホ 認証の業務以外の業務を行っている場合
は、当該業務の種類及び概要並びに全体の
組織に関する事項
ヘ 認証の業務又はこれに類似する業務の実
績がある場合は、その実績

三 主要な株主の構成(当該株主が、当該申請
に係る鉱工業品又はその加工技術の区分に係
る鉱工業品を製造し、輸入し、販売し、加工
し、若しくは輸出する事業者(以下「被認証
事業者」という。)である場合には、その旨
を含む。)を記載した書類

四 役員(持分会社(会社法(平成十七年法律
第八十六号)第五百七十五条第一項に規定す

る役員)及び取締役(会社法(平成十七年法律
第八十六号)第五百七十五条第一項に規定す

る役員)及び取締役(会社法(平成十七年法律
第八十六号)第五百七十五条第一項に規定す

る役員)及び取締役(会社法(平成十七年法律
第八十六号)第五百七十五条第一項に規定す

る持分会社をいう。)にあつては、業務を執行する社員)又は事業主の氏名、略歴及び担当する業務の範囲(当該役員又は事業主が被認証事業者の役員又は職員(過去二年間に当該被認証事業者の役員又は職員であつた者を含む。)である場合には、その旨を含む。)を記載した書類

五 登録の申請をしようとする者が自ら認証に係る製品試験(法第三十条第三項の製品試験をいう。以下同じ。)を行う試験所を有する場合であつて、当該試験所について、法第四十一条第一項第一号の基準に適合しているかどうかについての審査を受けようとする場合にあつては、次の事項を記載した書類

- イ 製品試験の業務の概要及び業務の実績
- ロ 製品試験の業務に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別
- ハ 製品試験の業務を行う施設の概要
- ニ 製品試験の業務を行う組織に関する事項
- ホ 製品試験の業務の実施の方法に関する事項

ハ 製品試験の業務に從事する者の氏名及び当該者が製品試験の業務又はこれに類似する業務に従事した経験を有する場合は、その実績

(登録証の交付)

第六条 主務大臣は、登録をしたときは、当該登録をした認証機関に、法第四十一条第二項各号に掲げる事項を記載した登録証を交付するものとする。

(登録の更新の申請)

第七条 登録認証機関は、法第四十二条第一項の登録の更新を受けようとするときは、現に受けている登録の有効期間が満了する日の六月前までに、様式第五による申請書に第五号各号に掲げる書類(同条第二号及び第五号イに掲げる事項を除く。)を添えて、主務大臣に提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

- 一 既に主務大臣に提出している第五号各号の書類の内容に変更がないとき。
- 二 第五号各号に掲げる書類の内容が既に法第三十二条第一項から第三項まで、第三十三条第一項又は第三十七条第四項から第六項までの規定による主務大臣の登録を受け、提出

している電磁的記録認証省令第五号各号の書類又は役員認証省令第五号各号の書類の内容と同一であるとき。

第八条 法第四十三条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第六による届出書を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該者は、その譲り受けた登録証を返納しなければならない。

九 前項の場合において、主務大臣は、新たな登録証を作成し、当該届出をした者に対し、交付するものとする。

第三章 認証の業務

第九條 法第三十条第三項及び第三十一条第二項(これらの規定を法第三十七条第七項において準用する場合を含む。)の審査は、次の表の上欄に掲げる場合に依り、同表の中欄に掲げる審査を、同表の下欄に掲げる時期に行うものとする。

一	二	三	四
製造業者等から認証を行ふもの	国内登録認証機関から認められたもの	工業製品又はその加工技術に係る日本産業規格に種類第十二条の審査に合格したものである場合	被認証者が認証に係る工業製品若しくはその加工技術第十二条の審査に合格し、若しくは追査(ただし、又は)
第十二条の求め	第十二条の求め	第十二条の求め	第十二条の求め
遅滞なく	遅滞なく	遅滞なく	遅滞なく

加し、又はその品質管理体制が変更しようとするとき

五 認証に係る日本産業規格が改正された場合であつて、当該改正により、認証に係る工業製品若しくはその加工技術が日本産業規格に適合しなくなるおそれのあるときは、被認証者の品質管理体制を変更する必要があるとき

六 第三者から認証に係る工業製品が日本産業規格に適合しない旨又は被認証者の品質管理体制が第二条の基準に適合しない旨の申立てを受けた場合であつて、その蓋然性が高いとき

七 国内登録認証機関が第五条第七項に規定する通知を行ったとき

八 四の項から七の項までに掲げるもののほか、認証に係る工業製品若しくはその加工技術が日本産業規格に適合せず、若しくは被認証者の品質管理体制が第二条の基準に適合せず、又は適合しないおそれのある事実を把握したとき

第十條 前条の規定にかかわらず、国内登録認証機関は、被認証者に対して定期的に、第十二条の審査を行うものとする。ただし、国内登録認証機関がその必要がないと認めるとき

は、製品試験(主務大臣が告示で定めるものを除く。)及び品質管理体制の審査(主務大臣が告示で定めるものを除く。)の一部を省略することができる。

二 前項の審査は、三年(主務大臣が告示で定める工業製品又はその加工技術の認証に係るものである場合にあっては、主務大臣が告示で定める期間)ごとに一回以上の頻度で行うものとする。ただし、国内登録認証機関が、工業製品又はその加工技術の認証の全部又は一部の取消しを受けた者に対して再び当該取消しを受けた工業製品又はその加工技術の認証を行った場合にあつては、前項の審査は、当該認証を行った後三年間は一年ごとに一回以上の頻度で行うものとする。

(認証に係る審査の方法)

第十一條 法第四十五条第二項第一号の審査の方法のうち製品試験(法第三十条第三項ただし書の規定に該当する製品試験を除く。以下この項、次項、第四項及び第五項において同じ。)は、次の各号に掲げる工業製品に対して行うものとする。

- 一 被認証者等(被認証者及び国内登録認証機関に対して認証を行うことを求めた者(以下「認証依頼者」という。)をいう。以下同じ。)が製造(当該被認証者等が輸入業者、販売業者又は外国においてその事業を行う輸出業者である場合にあっては、当該認証又は依頼の範囲に属する当該被認証者等以外の者が行う製造を含む。)又は加工する工業製品の製造又は加工の工程を代表するもの(主務大臣が告示で定める工業製品又はその加工技術の認証を行おうとする場合にあっては、主務大臣が告示で定める工業製品)
- 二 国内登録認証機関が無作為に抽出したもの
- 三 認証を行おうとする工業製品又はその加工技術に係る日本産業規格に定める全ての製品試験を行うために必要な個数又は量(主務大臣が告示で定める工業製品又はその加工技術の認証を行おうとする場合にあっては、主務大臣が告示で定める個数又は量以上の個数又は量)

二 前項の規定にかかわらず、国内登録認証機関は、被認証者等が製造した試作品のうち当該国内登録認証機関が選択したものに對して製品試験を行うことができる。

三 試験用の工業製品が日本産業規格に適合するかどうかの審査は、国際標準化機構及び国際電

気標準会議が定めた試験所に関する基準のうち該当するものに適合する方法で行われた前二項の製品試験の結果に基づき行うものとする。

4 第一項第二号の抽出が被認証者等の品質管理体制の現地調査を行う前に行われた場合であつて、当該抽出後に被認証者等の品質管理体制について当該試験用の鉱工業品の日本産業規格への適合性の審査に影響を及ぼすような変更があつた場合には、当該製品試験の結果を用いて審査してはならない。

5 第二項の鉱工業品に対して行った製品試験に基づいて認証を行った場合には、国内登録認証機関は、被認証者等が当該認証に係る鉱工業品の製造又は加工を開始した後速やかに、第一項の製品試験の全部又は一部を行い、当該鉱工業品が日本産業規格に適合するかどうか審査するものとする。

第十二条 法第四十五条第二項第一号の審査の方法のうち品質管理体制に対する審査は、認証に係る鉱工業品又はその加工技術に係る被認証者等の社内規格その他製造又は加工に関する書類を調査するとともに、当該鉱工業品を製造し、又は加工する全ての工場又は事業場に対し現地調査を行うことにより、第二条に規定する事項が確実に行われているかどうかを確認するものとする。ただし、現に製造又は加工された特定の個数又は量の鉱工業品に係る認証を行う場合には、現地調査を省略することができる。

第十三条 国内登録認証機関は、第九条の表の第一項の審査をした結果、鉱工業品が日本産業規格に適合し、かつ、認証依頼者の品質管理体制が第二条の基準を全て満たしていることを確認し、認証を行うものとする。

第十四条 法第四十五条第二項第二号の公表は、次の表の第一欄に掲げる場合に依り、同表の第二欄に掲げる事項を、同表の第三欄に掲げる時期に、同表の第四欄に掲げる期間行うものとする。

一 鉱工業一 認証契約（鉱工業連 認証契約が業品又は品又はその加工技術の滞 終了する日その加工認証に係る契約をいう。な まで（現に技術の認以下同じ。）を締結したく 製造又は加工を行つた日及び認証番号 工された特定の個数又は量の場合 二 被認証者の氏名又は 業品に係る

三 認証に係る日本産業規格の番号及び日本産業規格の種類又は等級（当該日本産業規格に種類又は等級が定められている場合に限る。）

四 鉱工業品又はその加工技術の名称

五 認証に係る工場又は事業場の名称及び所在地（現に製造又は加工された特定の個数又は量の鉱工業品に係る認証を行った場合（法第三十条第三項ただし書の規定により認証を行った場合を含む。以下同じ。）を除く。）

六 法第三十条第一項又は第三十一条第一項の表示として表示する事項及びそれに付記する事項並びにそれらの表示の方法

七 現に製造又は加工された特定の個数又は量の鉱工業品に係る認証を行った場合にあっては、当該鉱工業品の個数又は量並びに当該鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に付されている識別番号又は記号及びその表示の方法

八 認証に係る法の根拠事項

二 国内一 請求を行つた期日直 請求を取り登録認証及び認証番号 ち 消す旨の通知が次二 請求を行つた認証に 知を行つた条第二項に係る一の項第二欄の 日、認証の規定す第二号から第八号まで 取消しを行請求を掲げる事項 行つた場三 請求を行つた理由 認証契約が

三 国内一 取り消した期日及直 取り消した日 まで 取り消した期日 一年間 登録認証び認証番号 ち 期日から一 年間 機関が鉱二 取り消した認証に 年 間 工業品又係る一の項第二欄の第 二 号から第八号まで 工技術の掲げる事項 認証の全三 取り消した理由 部又は一 部を取り 消した場

四 認証一 認証契約が終了し遅 終了した期 契約が終了期日及び認証番号 滞 日から一年 了した場二 終了した認証契約な 間 合 二 号から第八号まで 二 号から第八号まで に掲げる事項

2 前項の公表は、同項の表の第二欄に掲げる内容を国内登録認証機関の認証を行う全ての事務所（外国にある事務所を含む。第二十一条において同じ。）で業務時間内に公衆に閲覧させるとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により行わなければならない。

第十五条 国内登録認証機関は、被認証者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該被認証者に対し、これを是正し、及び必要となる予防措置を講じるように請求するものとする。

一 品質管理体制が第二条の基準に適合していないとき。

二 認証に係る鉱工業品以外の鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に当該登録認証機関に係る法第三十条第一項若しくは第三十一条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示を付しているとき。

一 被認証者が製造又は加工した鉱工業品が法第四十五条第二項第三号の場合に該当するとき。

二 被認証者の品質管理体制が第二条の基準に適合していない場合であつて、その内容が、認証に係る鉱工業品が日本産業規格に適合しなくなるおそれのあるときその他重大なものであるとき。

三 前項の請求に被認証者が適確に、又は速やかに応じなかつたとき。

国内登録認証機関は、前項の請求をする場合には、被認証者に対し、次に掲げる事項を記載した文書により通知するものとする。

一 請求の対象となる被認証者の工場又は事業場及び鉱工業品又はその加工技術の範囲

二 請求する日以降その請求を取り消すまでの間に、鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に、法第三十条第一項又は第三十一条第一項の表示を付してはならない旨

三 被認証者が保有する法第三十条第一項又は第三十一条第一項の表示の付してある鉱工業品であつて、日本産業規格に適合していないものを出荷してはならない旨

四 請求の有効期間

五 前号の有効期間内に認証に係る鉱工業品が日本産業規格に適合しなくなつた原因を是正し、又は被認証者の品質管理体制を第二条の基準に適合するように是正し、及び必要な予防措置を講じること

に第三項第五号に規定する是正及び予防措置が講じられなかった場合には、認証を取り消すものとする。

6 国内登録認証機関は、前項の取消しをする場合には、被認証者に対し、その保有する当該取り消した認証に係る鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に付された法第三十条第一項若しくは第三十一条第一項の表示を除去し、又は抹消するように請求するものとする。

7 国内登録認証機関は、認証に係る鉱工業品がその表示に係る日本産業規格に適合しなくなった原因が是正され、又は被認証者の品質管理体制が第二条の基準に適合することとなり、及び必要となる予防措置が講じられたことを確認した場合においては、被認証者に対し、速やかに、文書により第二項の請求を取り消す旨通知するものとする。

第十六条 国内登録認証機関は、次の各号に掲げる場合には、被認証者に係る認証を全て取り消すものとする。

一 第九条の表の四の項から八の項まで又は第十一条第一項の審査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

二 前条第二項の請求をした場合であつて、その有効期間内に、被認証者が鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に、法第三十条第一項又は第三十一条第一項の表示を付したとき。

三 前条第二項の請求をした場合であつて、その有効期間内に、被認証者がその保有する法第三十条第一項又は第三十一条第一項の表示の付してある鉱工業品であつて、日本産業規格に適合していないものを出荷したとき。

2 前条第六項の規定は、前項の規定による認証の取消しに準用する。

第十七条 国内登録認証機関は、自らの認証に係る法第三十条第一項若しくは第三十一条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示が鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に違法に付されていることを知った場合には、主務大臣に対し、直ちに、当該事実を通知するものとする。
(認証契約の内容に係る基準)

第十八条 認証契約には、少なくとも次に掲げる事項を定めるものとする。

一 法第三十条第一項若しくは第二項、第三十条第一項又は第三十七条第一項から第三項までの規定に基づく認証に係る契約である旨

二 認証契約の有効期間を定めるときは、その期間

三 法第三十条第一項又は第三十一条第一項の表示として表示する事項及びそれに付記する事項並びにそれらの表示の方法

四 被認証者が法第三十条第一項又は第三十一条第一項の表示を付することができる条件として、次に掲げるもの

イ 被認証者が国内登録認証機関から認証を受けていることを広告その他の方法で第三者に表示し、又は説明する場合には、認証を受けた鉱工業品又はその加工技術と認証を受けていないものとを混同されないようにしなければならないこと。

ロ 認証に係る被認証者の業務が適切に行われているかどうかを確認するため国内登録認証機関が被認証者に対して報告を求め、又は被認証者の工場、事業場その他必要な場所に立ち入り、認証に係る鉱工業品若しくはその原材料若しくはその品質管理体制を審査することができること。

ハ ロの審査の頻度、その費用の負担その他の条件

五 認証に係る鉱工業品の製造又は加工が複数の工場又は事業場で行われる場合にあつては、当該工場又は事業場を識別する方法に関する事項

六 被認証者が認証に係る鉱工業品の仕様及び品質管理体制を変更した場合の措置に関する事項

七 被認証者が第三者から認証を受けた鉱工業品又はその加工技術に係る苦情を受けた場合の措置に関する事項

八 国内登録認証機関及び被認証者の秘密の保持に関する事項

九 国内登録認証機関が講じた措置について被認証者が行う異議申立てに関する事項

十 第十五条第一項及び第二項の請求、認証の取消し並びに認証契約の終了に関する事項
国内登録認証機関は、被認証者と認証契約を締結し、又は当該認証契約を変更した場合に、次に掲げる事項を記載した証明書を交付するものとする。

一 認証契約を締結した期日及び認証番号

二 被認証者の氏名又は名称及び住所
三 認証に係る日本産業規格の番号及び日本産業規格の種類又は等級(当該日本産業規格の種類又は等級が定められている場合に限る。)

四 鉱工業品又はその加工技術の名称

五 認証に係る工場又は事業場の名称及び所在地

六 現に製造又は加工された特定の個数又は量の鉱工業品に係る認証を行った場合にあつては、当該鉱工業品の個数又は量及び当該鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に付されている識別番号又は記号

七 認証に係る法の根拠条項

3 国内登録認証機関は、第一項第三号の付記する事項として被認証者の氏名若しくは名称又はその略号(略称、記号、認証番号又は登録商標をいう。)を定めるものとする。
(被認証者等に対する通知の基準)

第十九条 国内登録認証機関は、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時期に、被認証者等とその旨を通知するものとする。

一 譲渡、合併又は分割により登録に係る事業の全部を承継せようとするとき 承継される日まで

二 相続により登録に係る事業の全部を承継したとき 遅滞なく

三 事務所所在地を変更しようとするとき 変更する日まで

四 認証の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするとき 休止又は廃止しようとする日の六月前まで

五 主務大臣(法第七十二条第三項の規定により経済産業大臣が主務大臣となる場合であつて、その認証を行う事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある認証機関にあつては、当該事務所の所在地を管轄する経済産業局長を含む。次号において同じ。)から法第五十二条第一項の登録の取消し又は認証の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたとき 直ちに

六 主務大臣から法第五十二条第二項の通知を受けたとき 直ちに

七 認証に係る日本産業規格が改正されたとき 速やかに

八 認証に係る第二条の基準が改正されたとき 速やかに

一 認証を行うことを求められたとき 認証し、又は認証しないことの決定

二 被認証者から認証に係る鉱工業品若しくはその加工技術の仕様を変更し、若しくは追加し、又はその品質管理体制を変更しようとする旨の通知がされたとき 国内登録認証機関が第十一条の審査又は第十二条の現地調査を行うかどうかの決定

三 第九条の表の四の項から八の項まで又は第十一条第一項の審査を行ったとき 認証を継続するかどうかの決定

3 国内登録認証機関は、認証の取消しをする場合には、被認証者に対し、取り消す期日及び国内登録認証機関に対し異議申立てができる旨を記載した文書により通知するものとする。
(認証に係る秘密の保持の基準)

第二十条 国内登録認証機関は、その役員及び職員、国内登録認証機関と認証に係る請負契約を締結した者(法人にあつてはその役員及び職員)並びにそれらの職にあつた者が、被認証者等の秘密を保持する措置を講ずるものとする。

(国内登録認証機関に係る公表の基準)

第二十一条 国内登録認証機関は、次の各号に掲げる事項について、当該内容を認証を行う全ての事務所で業務時間内に公衆に閲覧させるとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

一 法第三十条第一項又は第三十一条第一項の表示で用いる国内登録認証機関の略称又は登録商標がある場合にあつては、その略称又は登録商標

二 国内登録認証機関が定める法第三十条第三項及び第三十一条第二項の審査を行う要員の適格性に関する基準

三 製造業者等から認証を行うことを求められたから認証するかどうかを決定するまでの事務手続の概要及びそのために要する標準的な期間

四 認証を継続するために行う審査に関する事務手続の概要

五 認証の取消しに関する事務手続の概要
六 認証に係る日本産業規格の番号
七 認証に関する料金の算定方法
(認証の報告)

第二十二条 法第四十五条第三項の規定に基づき、国内登録認証機関は、法第三十条第一項及

び第二項、第三十一條第一項並びに第三十七條第一項から第三項までの認証を行ったときには、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した様式第七の報告書により主務大臣に報告するものとする。

一 認証契約を締結した期日及び認証番号
 二 被認証者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その法人番号及び代表者の氏名

三 認証に係る日本産業規格の番号及び日本産業規格の種類又は等級（当該日本産業規格の種類又は等級が定められている場合に限る。）
 四 鉱工業品又はその加工技術の名称

五 認証に係る工場又は事業場の名称及び所在地
 六 認証に係る鉱工業品の製造又は加工が複数の工場又は事業場で行われる場合にあつては、当該工場又は事業場を識別するための表示事項及びその方法

七 認証契約の有効期間を定めるときは、その期間
 八 法第三十條第一項又は第三十一條第一項の表示として表示する事項及びそれに付記する事項並びにそれらの表示の方法

九 現に製造又は加工された特定の個数又は量の鉱工業品に係る認証を行った場合にあつては、当該鉱工業品の個数又は量並びに当該鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に付されている識別番号又は記号及びその表示の方法

十 認証に係る法の根拠条項
 2 国内登録認証機関は、前項各号に掲げる事項に変更があつた場合には、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告するものとする。

3 国内登録認証機関は、被認証者に対して第十五條第二項の請求又は同条第七項の通知をした場合にあっては、速やかに、その旨を主務大臣に報告するものとする。

4 国内登録認証機関は、認証の全部又は一部を取り消した場合にあっては、直ちに、当該取り消した期日及び認証番号、取り消した認証に係る被認証者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その法人番号及び代表者の氏名、取り消した認証に係る第一項第三号から第六号まで、第九号及び第十号に掲げる事項並びにその理由を記載した様式第八の報告書により主務大臣に報告するものとする。

5 国内登録認証機関は、認証契約が終了した場合（現に製造又は加工された特定の個数又は量の鉱工業品に係る認証を行った場合を除く。）にあつては、遅滞なく、当該終了した期日及び認証番号、終了した認証契約に係る被認証者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その法人番号及び代表者の氏名、終了した認証契約に係る第一項第三号から第六号まで及び第十号に掲げる事項並びにその理由を記載した様式第九の報告書により主務大臣に報告するものとする。

第二十三條 主務大臣は、法第四十五條第三項の規定による報告（前条第一項、第二項及び第五項の報告に限る。以下この条及び次条第一項において同じ。）について、電子情報処理組織（主務大臣の使用に係る電子計算機（以下「大匠用電子計算機」という。）と、法第四十五條第三項の規定による報告を行う者の使用に係る電子計算機（以下「報告用電子計算機」という。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第三項並びに次条第一項、第三項及び第四項において同じ。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた法第四十五條第三項の規定による報告は、大匠用電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に主務大臣に到達したものとみなす。

3 法第四十五條第三項の規定により主務大臣に報告しようとする者が、電子情報処理組織を使用して同項の規定による報告を行うときは、前条の規定にかかわらず、大匠用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な報告様式に記録すべき事項を報告用電子計算機（主務大臣が告示で定める基準に適合するものに限る。）から入力しなければならぬ。

第二十四條 電子情報処理組織を使用して前条の規定による報告しようとする者は、あらかじめ、経済産業大臣が告示で定める様式による書面及び事実を証する書類（以下この条において「書面等」という。）を経済産業大臣に提出しなければならぬ。

2 経済産業大臣は、書面等を受理したときは、当該書面等を提出した者に識別番号及び暗証番号を通知するものとする。

3 書面等を提出した者は、提出した事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織の使用を廃

止したときは、遅滞なく、書面等を経済産業大臣に提出しなければならない。
 4 経済産業大臣は、書面等を提出した者が電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないとき認めるときは、電子情報処理組織の使用を停止することができる。
 第二十五條 国内登録認証機関は、認証の業務を統括する認証管理責任者を選任し、次に掲げる業務を行わせなければならない。
 一 認証に係る審査及び判定に関する計画の立案及び推進
 二 業務規程、認証契約及びこれらを実施するための文書の制定、改廃及び管理並びに周知及び遵守の統括
 三 認証の業務に従事する者に対して、当該業務を適切に行うために必要な知識及び能力を習得するための当該業務に関する法令及び実施の方法に係る教育訓練の継続的な実施
 四 国内登録認証機関が委嘱する外部の委員の管理
 五 製品試験を外部の試験所に依頼する場合にあっては、当該試験所の管理
 六 審査結果（第十五條第一項及び第二項に規定する請求並びに同条第七項に規定する請求の取消しを含む。）の妥当性の評価
 七 苦情、異議申立て及び第三者からの申立てに関する処置並びにその対策の統括
 第二十六條 次の各号に掲げる認証の業務に従事する者は、それぞれ当該各号に定める年数以上の実務の経験を有し、かつ、当該業務を適切に行うために必要な知識及び能力を取得するため当該業務に関する法令及び実施の方法に係る主務大臣が告示で定める講習を修了しなければならない。
 一 第十一条の製品試験の業務に従事する者
 二 製品試験の業務又はこれに類似する業務に關し一年以上
 三 第十二條の現地調査の業務に従事する者
 四 第十二條の業務又はこれに類似する業務に關し一年以上
 三 第二十五條の認証管理責任者 認証の業務又はこれに類似する業務に關し三年以上
 2 日本産業規格Q9001又はISO9001の規定に適合することを国内登録認証機関が自ら確認する場合にあっては、第十二條の現地調

査に従事する者は、日本産業規格Q9001又はISO9001の審査員の資格を有する者でなければならない。
 （事務所等の変更の届出）
 第二十七條 法第四十六條の規定による届出をする国内登録認証機関は、様式第十による届出書に登録証を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

2 登録認証機関は、第五條第二号（ロ及びへを除く）、第四号及び第五号（イを除く。）に掲げる事項に変更があつた場合は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 第一項の場合において、主務大臣は、新たな登録証を作成し、当該国内登録認証機関に対し、交付するものとする。
 （業務規程）
 第二十八條 国内登録認証機関は、法第四十七條第一項前段の規定により業務規程の届出をするときは、認証の業務を開始しようとする日の二週間前までに、様式第十一による届出書に業務規程を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第四十七條第一項後段の規定による業務規程の変更の届出に準用する。
 3 法第四十七條第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
 一 認証の業務を行う時間及び休日に関する事項
 二 認証の業務を行う事務所（試験所を含む。）の所在地

三 認証の業務を行う区域
 四 認証に係る日本産業規格の番号
 五 認証に関する料金の算定方法に関する事項
 六 認証の業務を行う者の配置に関する事項
 七 認証の業務の実施の方法に関する事項
 八 自ら認証に係る製品試験を行う試験所を有する場合にあっては、製品試験の業務の実施の方法に関する事項

九 認証の業務の公正な実施のために設置する機関に関する事項
 十 前各号に掲げるもののほか、認証の業務に關し必要な事項
 （業務の休止の届出）
 第二十九條 法第四十八條の規定による届出をしようとする国内登録認証機関は、様式第十二による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

3 国内登録認証機関は、被認証者に対して第十五條第二項の請求又は同条第七項の通知をした場合にあっては、速やかに、その旨を主務大臣に報告するものとする。
 4 国内登録認証機関は、認証の全部又は一部を取り消した場合にあっては、直ちに、当該取り消した期日及び認証番号、取り消した認証に係る被認証者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その法人番号及び代表者の氏名、取り消した認証に係る第一項第三号から第六号まで、第九号及び第十号に掲げる事項並びにその理由を記載した様式第八の報告書により主務大臣に報告するものとする。

2 国内登録認証機関は、認証の業務の全部又は一部を廃止したときは、遅滞なく、その所持する登録証を主務大臣に返納しなければならぬ。

3 認証の業務の一部を廃止した場合であつて、前項の規定により国内登録認証機関が登録証を返納したときは、主務大臣は、新たな登録証を作成し、当該国内登録認証機関に対し、交付するものとする。
(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)

第三十条 法第四十九条第二項第三号の主務省令で定める方法は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。
2 法第四十九条第二項第四号の主務省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものうち、国内登録認証機関が定めるものとする。
一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

第四章 登録の取消し
(聴聞の特例)

第三十一条 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十七条第一項の規定による許可の申請については、自ら利害関係人として当該聴聞に関する手続に参加しようとする者は、聴聞の期日の四日前までに、その氏名、住所及び当該聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明を記載した書面を主務者に提出してこれを行うものとする。
第三十二条 行政手続法第二十条第三項の規定による許可の申請については、当事者又は参加人は、聴聞の期日の四日前までに、補佐人の氏名、住所、当事者又は参加人との関係及び補佐する事項を記載した書面を主務者に提出してこれを行うものとする。ただし、同法第二十二

第二項(同法第二十五条後段において準用する場合を含む。)の規定により通知をされた聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であつて既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りではない。
(登録証の返納)
第三十三条 国内登録認証機関は、法第五十二条第一項の規定により登録を取り消されたときは、遅滞なく、その登録証を主務大臣に返納しなければならない。
第五章 雑則

第三十四条 法第五十三条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 認証依頼者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 認証の依頼を受けた期日
三 認証の依頼に係る日本産業規格の番号及び日本産業規格の種類又は等級(当該日本産業規格の種類又は等級が定められている場合に限る。)

四 鉱工業品又はその加工技術の名称
五 審査を行った期日
六 審査の結果
七 審査を行った者の氏名
八 認証契約を締結した期日及び認証番号
2 国内登録認証機関は、前項各号に掲げる事項を帳簿に記載するときは、鉱工業品又はその加工技術ごとに区分して、記載しなければならない。
3 法第五十三条の規定により帳簿を保存しなければならない期間は、帳簿の最終の記載の日から起算して五年とする。
第三十五条 法第五十四条第二項において準用する法第二十九条第二項に規定する証票は、様式第十三とする。
2 法第七十四条第一項の規定により法第五十四条第一項の規定による立入検査の際に機構の職員が携帯すべき法第七十四条第五項に規定する証票は、様式第十四とする。
(準用)

第三十六条 第九条から第三十四条までの規定は、外国登録認証機関に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとする。

第十一條第四十五條第二項において第一項及び第二項第一項に準用する第四十五條第十二條	第二項第一号	第十二條
第十四條第四十五條第二項において第二項第二項に準用する第四十五條第一項	第二号	第二項第二号
第十四條第四十五條第二項において第二項第二号	国内にある事務所	国内にある事務所
第十五條第四十五條第二項において第二項第一号	第二号	第二項第二号
第十九條第五十二條第五十六條第二項	第一項	第五十六條第二項
第十九條第五十二條第五十六條第二項	第二項	第五十六條第二項
第二十二條第四十五條第二項において第一項及び第三項	第三項	第五十五條第二項において準用する第四十六條
第二十七條第四十六條	第三項	第五十五條第二項において準用する第四十六條
第二十八條第四十七條第五十五條第二項において第一項	第一項前段	第五十五條第二項において準用する第四十七條第一項前段
第二十八條第四十七條第五十五條第二項において第二項	第一項後段	第五十五條第二項において準用する第四十七條第一項後段
第二十八條第四十七條第五十五條第二項において第三項	第二項	第五十五條第二項において準用する第四十七條第二項
第二十九條第四十八條第五十五條第二項において第一項	第四十八條	第五十五條第二項において準用する第四十八條
第三十條第四十九條第五十五條第二項において第一項	第四十九條	第五十五條第二項において準用する第四十九條
第三十條第四十九條第五十五條第二項において第二項	第五十五條第二項	第五十五條第二項において準用する第四十九條第二項
第三十三條	第五十二條	第五十六條第一項
第三十四條	第五十三條	第五十五條第二項において第一項及び第三項

第三十六條	第九條から第三十四條までの規定	外国登録認証機関に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとする。
-------	-----------------	--

(工業標準化法に基づく認定の審査基準を定める省令の廃止)
第二條 次の各号に掲げる省令は、廃止する。
一 工業標準化法に基づく認定の審査基準を定める省令(平成九年厚生省令第七十号)
二 工業標準化法に基づく認定の審査基準を定める省令(平成九年通商産業省・運輸省・令第三号)

附則(平成一八年四月二七日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第三号)
この省令は、会社法(平成十七年法律第八十六号)の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。
附則(平成一九年二月一三日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)
この省令は、意匠法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年四月一日)から施行する。
附則(平成二九年一〇月三一日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号)
この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。
附則(令和元年七月一日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。ただし、第二十三條から第二十六條までの改正規定は、令和二年四月一日から施行する。
附則(令和二年二月二八日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号)抄
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令様式第十四及び電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令様式第三を除く。次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

第十一條第四十五條第二項において第一項及び第二項第一項に準用する第四十五條第十二條	第二項第一号	第十二條
第十四條第四十五條第二項において第二項第二項に準用する第四十五條第一項	第二号	第二項第二号
第十四條第四十五條第二項において第二項第二号	国内にある事務所	国内にある事務所
第十五條第四十五條第二項において第二項第一号	第二号	第二項第二号
第十九條第五十二條第五十六條第二項	第一項	第五十六條第二項
第十九條第五十二條第五十六條第二項	第二項	第五十六條第二項
第二十二條第四十五條第二項において第一項及び第三項	第三項	第五十五條第二項において準用する第四十六條
第二十七條第四十六條	第三項	第五十五條第二項において準用する第四十六條
第二十八條第四十七條第五十五條第二項において第一項	第一項前段	第五十五條第二項において準用する第四十七條第一項前段
第二十八條第四十七條第五十五條第二項において第二項	第一項後段	第五十五條第二項において準用する第四十七條第一項後段
第二十八條第四十七條第五十五條第二項において第三項	第二項	第五十五條第二項において準用する第四十七條第二項
第二十九條第四十八條第五十五條第二項において第一項	第四十八條	第五十五條第二項において準用する第四十八條
第三十條第四十九條第五十五條第二項において第一項	第四十九條	第五十五條第二項において準用する第四十九條
第三十條第四十九條第五十五條第二項において第二項	第五十五條第二項	第五十五條第二項において準用する第四十九條第二項
第三十三條	第五十二條	第五十六條第一項
第三十四條	第五十三條	第五十五條第二項において第一項及び第三項

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り替えて使用する事ができる。

別表(第四条関係)

登録区範囲

土木及	部門記号Aに分類される鋳工業品又はその
び建築	の加工技術に係る日本産業規格
一般機	部門記号Bに分類される鋳工業品又はその
械	の加工技術に係る日本産業規格
電子機	部門記号Cに分類される鋳工業品又はその
器及び	の加工技術に係る日本産業規格
電気機	
械	
自動車	部門記号Dに分類される鋳工業品又はその
	の加工技術に係る日本産業規格
鉄道	部門記号Eに分類される鋳工業品又はその
	の加工技術に係る日本産業規格
船舶	部門記号Fに分類される鋳工業品又はその
	の加工技術に係る日本産業規格
鉄鋼	部門記号Gに分類される鋳工業品又はその
	の加工技術に係る日本産業規格
非鉄金	部門記号Hに分類される鋳工業品又はその
属	の加工技術に係る日本産業規格
化学	部門記号Kに分類される鋳工業品又はその
	の加工技術に係る日本産業規格
繊維	部門記号Lに分類される鋳工業品又はその
	の加工技術に係る日本産業規格
鉱山	部門記号Mに分類される鋳工業品又はその
	の加工技術に係る日本産業規格
パルプ	部門記号Pに分類される鋳工業品又はその
及び紙	の加工技術に係る日本産業規格
窯業	部門記号Rに分類される鋳工業品又はその
	の加工技術に係る日本産業規格
日用品	部門記号Sに分類される鋳工業品又はその
	の加工技術に係る日本産業規格
医療安	部門記号Tに分類される鋳工業品又はその
全用具	の加工技術に係る日本産業規格
航空	部門記号Wに分類される鋳工業品又はその
	の加工技術に係る日本産業規格
情報処	部門記号Xに分類される鋳工業品又はその
理	の加工技術に係る日本産業規格
その他	部門記号Zに分類される鋳工業品又はその
	の加工技術に係る日本産業規格

備考 この表において、「部門記号」とは、日本産業規格（JIS）部門記号をいう。

様式第1(第1条第4項関係)

様式第1(第1条第4項関係)

期 間 表 示 区 間 申 請 書

年 月 日

期

住所
 製造者の氏名又は名称及び法人
 番号並びにその代表者の氏名

製造者
 製造者
 製造者
 製造者

製造者及びその加工技術に係る日本産業規格への申請
 に係る部門記号(別表(第四関係)に於いて、下記のとおり申請する
 ことについて承認を受けることとする。

製造者
 製造者

備考 この用紙の大きさ、日本産業規格に定めるA4
 とする。

様式第2(第1条第4項関係)

様式第2(第1条第4項関係)

登 録 区 域 申 請 書

年 月 日

期

住所
 製造者の氏名又は名称及び法人
 番号並びにその代表者の氏名

製造者
 製造者
 製造者
 製造者

製造者及びその加工技術に係る日本産業規格への申請
 に係る部門記号(別表(第四関係)に於いて、下記のとおり申請する
 ことについて承認を受けることとする。

製造者
 製造者

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA
 4とする。

2 製造者情報登録されていることを確認できる書
 照を添付すること。

様式第3(第3条第1項関係)

様式第3(第3条第1項関係)

システム

登録区

製造者情報登録(昭和24年度第1号)

製造者
 製造者
 製造者
 製造者

製造者及びその加工技術に係る日本産業規格への申請
 に係る部門記号(別表(第四関係)に於いて、下記のとおり申請する
 ことについて承認を受けることとする。

製造者
 製造者

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA
 4とする。

2 製造者情報登録されていることを確認できる書
 照を添付すること。

登録の目的	印化法
登録の理由	

- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とする。
- 2 「法人番号」の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号がある場合に記入すること。
- 3 「加工技術」は、その加工技術に係る日本産業規格への適合性の確認に関する事項（4条第2項及び第3項の規定によりインターネットを介して開示されるもの）を指し、その内容を記載すること。
- 4 「承認人の署名を行う事務所」の欄は、事務所が1以上の事務所を、当該承認する者とし、事務所ごとに中欄に掲げる事項を記載した当該事務所とする。
- 5 「承認人の署名に係る印を捺印する」は、事務所が承認する者として、当該承認する者に対し、当該承認する者に対する印を捺印することとする。印を捺印する者は、事務所ごとに中欄に掲げる事項を記載し、その内容を記載することとする。
- 6 「開示する事務所の種類及び所在地」の欄は、開示する事務所の種類及び所在地、当該承認する者に対する印を捺印する事務所以外の事務所を執行する事務所を記入することとする。
- 7 空白を捺印した事項を証明する書類及び取り交した書類を添付すること。

様式第7（第22条第1項関係）

様式第7（第22条第1項関係）

認 証 届 出 書

年 月 日

届出者
 事務所の種類又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

加工業者（加工業者の加工技術）の承認を行ったので、産業標準化法第4条第3項、第5条第2項において適用する第4条第3項の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

- 1 承認書の添付した期日及び届出書
- 2 届出書の作成に当たっての届出者の氏名
- 3 届出に係る日本産業規格の番号及び日本産業規格の種類又は名称
- 4 加工業者は、その加工技術の名称
- 5 届出に係る加工技術の名称及び所在地
- 6 届出に係る工場又は事業場の名称及び所在地
- 7 届出に係る承認するための表示事項及びその方法
- 8 産業標準化法第3条第1項第3号、第4号、第5号の規定により開示する事項及びその方法
- 9 届出を行う加工業者の名称又は署名及び当該加工業者は、その名称、住所若しくは送り先に付される届出書又は届出書の複製を、開示する方法
- 10 届出に係る産業標準化法の種類番号

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とする。

2 「法人番号」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号がある場合に記入すること。

3 5は、届出に係る日本産業規格の種類又は号

- 届出が確定されている場合に記載すること。
- 4 6は、届出に係る加工業者の名称又は加工業者の種類又は事業場の名称及び所在地を記載すること。
- 5 7は、届出に係る工場又は事業場の名称及び所在地を記載すること。
- 6 9は、届出に係る加工業者の名称又は署名及び当該加工業者は、その名称、住所若しくは送り先に付される届出書又は届出書の複製を、開示する方法

様式第8（第22条第4項関係）

様式第8（第22条第4項関係）

認 証 届 出 消 除 書

年 月 日

届出者
 事務所の種類又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

届出の全部（一部）を取り消したので、産業標準化法第4条第3項、第5条第2項、第3項の規定に基づき、下記のとおり届出を消します。

記

- 1 届出の全部（一部）を取り消した期日及び届出書
- 2 取り消した届出に係る届出書の氏名又は名称及び住所若しくは法人にあってはその代表者の氏名
- 3 届出に係る日本産業規格の番号及び日本産業規格の種類又は名称
- 4 加工業者は、その加工技術の名称
- 5 届出に係る工場又は事業場の名称及び所在地
- 6 届出に係る承認するための表示事項及びその方法
- 7 届出を行う加工業者の名称又は署名及び当該加工業者は、その名称、住所若しくは送り先に付される届出書又は届出書の複製を、開示する方法
- 8 取り消した届出

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とする。

2 「法人番号」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号がある場合に記入すること。

3 届出の一部を取り消した場合は、3

から本書では、当該取り消した部分に係るもの
 4 記載すること。
 5 3 には、保証に係る日本産業規格の種別又は等級
 6 が規定されている場合は記載すること。等級
 7 4 には、保証に係る加工工程の種別又は加工
 8 工程の工 業又は事業場で行われる場合に記載す
 9 ること。
 10 5 には、保証に係る加工工程の種別又は等級
 11 又は加工工程の工 業又は事業場で行われる場合に
 12 記載すること。
 13 6 には、保証に係る加工工程の種別又は等級
 14 又は加工工程の工 業又は事業場で行われる場合に
 15 記載すること。

様式第9 (第22条第5項関係)

様式第9 (第22条第5項関係)

保証契約終了届出書

年 月 日

届

住所
 届出者の氏名又は名称及び法人
 にあつてはその代表者の氏名

保証契約終了したため、産業標準化法第45条第3
 項(第5条第2項に於いて適用する第45条第3項)
 の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

- 1 保証契約終了した期日及び保証番号
- 2 終了した保証契約に係る保証者の氏名又は名称
及び住所並びに法人にあつては法人の代表者及び代
表者の氏名
- 3 保証に係る日本産業規格の番号及び日本産業規格
の種別又は等級
- 4 工業規格又はその加工技術の名称
- 5 保証に係る工 業又は事業場の名称及び住所
- 6 保証に係る加工工程の種別又は加工工程の工 業又
は事業場を識別するための表示方法及びその方法
- 7 保証に係る産業標準化法の種別
- 8 終了した理由

備考1 この用語の大ききとは、日本産業規格に定める
 A 4とすること。
 2 この「法人番号」は、行政手続における特定の
 個人を識別するための番号の付与に際する
 法律(平成25年法律第7号)第5条第1
 項に規定する法人番号がある場合に記入すること。
 3 には、保証に係る日本産業規格に種別又は等
 級が規定されていない場合に記載すること。
 4 には、保証に係る加工工程の種別又は加工工
 程の工 業又は事業場で行われる場合に記載す
 ること。

様式第10 (第27条第1項関係)

様式第10 (第27条第1項関係)

事務所変更届出書

年 月 日

届

住所
 届出者の氏名又は名称及び法人
 にあつてはその代表者の氏名

下記のとおり、保証の業務を行う事務所の所在地を
 変更したため、産業標準化法第46条(第55条第2項
 に於いて適用する第46条)の規定に基づき、届出書
 します。

記

- 1 変更しようとする事務所の名称、所在地及び電
 話
- 2 変更の予定期日
- 3 変更の理由

備考1 この用語の大ききとは、日本産業規格に定める
 A 4とすること。
 2 1は、変更前及び変更後を対照して記載する
 こと。
 3 登録証を添付すること。

様式第11 (第28条関係)

様式第11 (第28条関係)

業務規程(変更)届出書

年 月 日

届

住所
 届出者の氏名又は名称及び法人
 にあつてはその代表者の氏名

産業標準化法第47条第1項(第55条第2項に於い
 て適用する第47条第1項)の規定に基づき、業務規程
 (業務規程の変更)を添付のとおり届出します。

記

- 1 変更の旨
- 2 変更の理由

備考1 この用語の大ききとは、日本産業規格に定めるA
 4とすること。
 2 1及び2は、業務規程の変更の場合に記載す
 ること。

様式第12（第29条第1項関係）

業務休止（廃止）届出書

年 月 日

届 出 者

届出書の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

住所

〒 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

業務休止（廃止）の理由

1 廃止（廃止）しようとする届出の業務の経緯

2 廃止（廃止）の予定期日

3 廃止（廃止）の準備

4 廃止（廃止）の理由

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とすること。

様式第13（第35条第1項関係）

業務
3センチメートル

業務標準化法第54条第1項第3号の身分証明書の身分証明書

業務標準化法第54条第1項第3号の身分証明書の身分証明書の顔写真

3センチメートル

4センチメートル

写 真

性別

年 月 日 生

出 身

年 月 日 発行

真 実

登録行政法人
〇〇〇〇〇〇〇〇〇

（業務標準化法第54条第1項第3号）

業務標準化法（昭和24年法律第185号）

第29条 業務の廃止により法人を廃止する届出は、その身分を示す記録を添付し、かつ、業務の廃止の事実があるときは、これを表示しなければならない。

第1項の規定による法人の廃止の届出は、業務の廃止のために認められたものとして扱われない。

第34条 主務大臣は、この法律を施行するための必要があると認めるときは、国内登録証明書の提出し、その提出に際して必要な事項を調査し、又はその職員に国内登録証明書の提出を命ずることにし、その提出に際して必要な事項を調査し、業務の廃止の届出の提出に係る記録の保管を命ずることとする。

第29条第1項及び第34条の規定は、前項の規定による法人の廃止について適用する。第30条第1項の規定のいづれかに該当する者は、この法律に定める罰金に処せられる。

（注）業務標準化法（昭和24年法律第185号）第29条第1項及び第34条第1項第3号の規定は、業務の廃止の届出に係る記録を添付し、かつ、業務の廃止の事実があるときは、これを表示しなければならない。

様式第14（第35条第2項関係）

業務
3センチメートル

業務標準化法第54条第2項第4号の身分証明書の身分証明書の顔写真

業務標準化法第54条第2項第4号の身分証明書の身分証明書の顔写真

3センチメートル

4センチメートル

写 真

性別

年 月 日 生

出 身

年 月 日 発行

真 実

登録行政法人
〇〇〇〇〇〇〇〇〇

（業務標準化法第54条第2項第4号）

業務標準化法（昭和24年法律第185号）

第29条 業務の廃止により法人を廃止する届出は、その身分を示す記録を添付し、かつ、業務の廃止の事実があるときは、これを表示しなければならない。

第1項の規定による法人の廃止の届出は、業務の廃止のために認められたものとして扱われない。

第34条 主務大臣は、この法律を施行するための必要があると認めるときは、国内登録証明書の提出し、その提出に際して必要な事項を調査し、又はその職員に国内登録証明書の提出を命ずることにし、その提出に際して必要な事項を調査し、業務の廃止の届出の提出に係る記録の保管を命ずることとする。

第29条第1項及び第34条の規定は、前項の規定による法人の廃止について適用する。第30条第1項の規定のいづれかに該当する者は、この法律に定める罰金に処せられる。

規定による法人格喪失は第4条第1項の規定
による法人格喪失(第3条第1項は第37条
第4項の適用を行う法律附則に關するもの
を除く。)を指すことである。
5 第1項の規定により法人格喪失する状態の臨
時は、その身分表示が正確な表示し、かつ、同
状態の維持があるときは、これを喪失しなけれ
ばならない。
第40条 次の各条のいずれかに該当する者は、
1 第1項以下の規定に關するに、
2 第29条第1項、第35条第1項から第4
項まで、第51条第1項もしくは第4条第
1項の規定による罰則を科す若しくは罰則
の適用をしないことからの規定による罰則を
課せ、若び、罰せらるる者